

課税されることで注意することは？



税金に減免制度はないの？

家族全員が所得申告をしないと、所得などに応じた控除が受けられませんが、また軽自動車税は、廃車や譲渡などの手続きをされないといつまでも課税されます。



次に挙げる人は、町税（町民税・固定資産税・国民健康保険税）の減免が受けられる場合があります。減免率、減免条件など、詳しくはご相談ください。（いずれも町税の減免申請が必要です。）

1. 生活保護を受けている人又は同程度の経済状況の人
2. 災害などに罹災された人
3. 町長が特に必要を認める場合

この他、下記表の町税には別途減免制度があります。

種目	対象及び条件
固定資産税	旧地域改善対策特別措置法第1条に規定された対象地域に居住される人で、課税年度と前年度において滞納がないこと。
軽自動車税	身体障害者手帳などの所持者などが所有し、自らの移動に使用する軽自動車。減免は1台のみ。

期日どおりの税金の支払いが困難に……。どうしたら良いの？

税務課滞納対策室にご相談ください。電話でも、直接お越し頂いても結構です。



滞納対策シリーズ次回（12月号）は、「確定申告」をお届けします。

連絡・相談先

役場本庁税務課
滞納対策室
電話 0859-54-5208